

○ 財務省告示第三百九十八号
平成第六号～第五条第十一項の規則（平成十一年大蔵省の規定に基づき、平成の規則）
施行条件等を次条のとおり告示する。
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省の規定に基づき、平成の規則）
二月九日より告示する。

国庫短期証券（第六十七回）
財務大臣 藤井裕久

二 一 発二令
の法發号名稱及び記
條律發行項及の
及び根拠
一社会百資十財
法律計号資四政
債項五項第十一
年六月三十日
行方の適

四 發行方法の適
用振替法の適

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
國定特あ争入。～格替適下へ平成十三年法
債め別つ入札に以を機用～平成十三年法
市る参て札発によ振替法～争は受け
場も加、と行る価に日けるもとい
特の者財同～発行格付本銀もとい
別にご務時と行競し行のう。
參よと大にい～以争て行るとし。
加るに臣行う。下入行とし。
者発応がわ～札わする。
・行募各れ及～札わする。
第へ限國るび価～れ。
I以度債入価格とる。
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募	
振額最 替額面 単位金	払 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金	行 争 非 者 特 国 入 価 行 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競	行 争 非 者 特 国 入 価 行 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競	
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	万三三五 六千万兆 千九九二 八百千千 百三五五 円十百百 億円九 三四十 三千四億 二百六千 四十四 九四十	額円額 面面 金金 額額 でで 三五 三千兆 九二千 三百三 六百三 十二億 十七億	込募各當も各 み限國ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内參募應 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい
				価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非 者	特 国	入 價 発
込 札	所 金	還		還 入 價	・ 別 債	札 格 行	行 行
期 参	支 金			期 札 格	第 参 市	發 競 價	
日 加	払 額			限 發 競	I 加 場	行 争 格	日
平 成 二 十 一 年 十 一 月 十 六 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 額 本 面 銀 金 行 額 を と 、 百 支 き 円 払 は に う 、 つ 。 そ が き の 百 翌 行 営 休 業 業 日	償 当 た だ る し と 、 債 二 年 期 二 月 二 十 二 日	平 成 二 十 一 年 十 一 月 十 六 日	十 額 五 面 金 格 七 額 厘 百 四 円 毛 に つ き 九 九 十 九 円 九	募 五 面 金 格 七 額 厘 百 以 円 上 に の つ そ き 九 ぞ 九 円 九	十 額 五 面 金 格 七 額 厘 百 以 円 上 に の つ そ き 九 ぞ 九 円 九
		日	に				平 す 額 の 成 る の 記 二 。 整 載 数 又 倍 は の 記 金 錄 額 は に 、 よ 最 低 も 額 の 面 と 金